

3 暴力団対策法の施行状況等

(1) 指定状況

2月3日に松葉会（東京都）、5月2日に國粹会（東京都）が、都公安委員会により指定暴力団として4度目の指定を受けた。また、2月3日に二代目福博会（福岡県）が県公安委員会により指定暴力団として2度目の指定を受けた。

平成15年末現在、24の団体が指定暴力団として指定されている（図表4 - 16）。

図表4-16 指定暴力団の指定の状況

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	暴力団員数	初回指定年月日	効力期限(指定回数)	代紋
1	五代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	渡邊 芳則	1都1道2府41県	約1万7,900人	平成4年6月23日	平成16年(4回)	
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	稲川 角二	1都1道21県	約5,100人	平成4年6月23日	平成16年(4回)	
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	西口 茂男	1都1道1府17県	約6,300人	平成4年6月23日	平成16年(4回)	
4	四代目工藤会	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	3県	約530人	平成4年6月26日	平成16年(4回)	
5	三代目旭琉会	沖縄県那覇市首里石嶺町4-301-6	翁長 良宏	県内	約270人	平成4年6月26日	平成16年(4回)	
6	沖縄旭琉会	沖縄県那覇市辻2-6-19	富永 清	県内	約410人	平成4年6月26日	平成16年(4回)	
7	五代目津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	園越 利次	1道1府1県	約930人	平成4年7月27日	平成16年(4回)	
8	四代目共政会	広島県広島市南区仁保新町2-6-5	空 席	県内	約280人	平成4年7月27日	平成16年(4回)	
9	六代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-14-12	温井 完治	3県	約160人	平成4年7月27日	平成16年(4回)	
10	四代目小椋一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-1	平岡 喜榮	県内	約120人	平成4年7月27日	平成16年(4回)	
11	三代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	幸田 芳明	2県	約130人	平成4年12月14日	平成16年(4回)	
12	道仁会	福岡県久留米市通東町6-9	松尾誠次郎	4県	約740人	平成4年12月14日	平成16年(4回)	
13	親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	細谷 國彦	県内	約70人	平成4年12月16日	平成16年(4回)	
14	双愛会	千葉県市原市辰巳台西5-9-9	申 明雨	2県	約400人	平成4年12月24日	平成16年(4回)	
15	三代目依道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	6県	約190人	平成5年3月4日	平成17年(4回)	
16	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	県内	約140人	平成5年3月4日	平成17年(4回)	
17	七代目酒梅組	大阪府大阪市中央区東心斎橋2-6-23	金 在鶴	2府2県	約210人	平成5年5月26日	平成17年(4回)	
18	極東桜井總家連合会	静岡県沼津市原字東沖1767-1	芹澤 保行	6県	約330人	平成5年7月8日	平成17年(4回)	
19	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	菅 圭化	1都1道13県	約1,500人	平成5年7月21日	平成17年(4回)	
20	東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	岸田 清	府内	約170人	平成5年8月4日	平成17年(4回)	
21	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	李 春星	1都1道8県	約1,400人	平成6年2月10日	平成18年(4回)	
22	園轉会	東京都台東区千束4-3-1	工藤 和義	1都4県	約350人	平成6年5月13日	平成18年(4回)	
23	中野会	大阪府大阪市王寺区生玉町12-4	中野 太郎	1都2府6県	約140人	平成11年7月1日	平成17年(2回)	
24	二代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	和田万龜男	4県	約330人	平成12年2月10日	平成18年(2回)	

注: 1 本表の「勢力範囲」、「暴力団員数」は、それぞれの団体の最新の指定の基準日における数値を、「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「代紋」は、平成16年1月21日現在のものを示している。
 2 石川一家(平成5年2月18日佐賀県公安委員会指定)は、五代目山口組傘下組織となったため、平成7年10月16日に指定を取り消された。
 3 二代目大日本平和会(平成6年4月7日兵庫県公安委員会指定)は、再度の指定が行われず、平成9年4月6日で指定の効力が失われた。
 4 三代目山野会(平成10年12月21日熊本県公安委員会)は、団体の壊滅のため、平成13年11月8日に指定を取り消された。
 5 平成15年末における全暴力団構成員(44,400人)に占める指定暴力団員(41,000人)の比率は92.3%である。
 6 四代目共政会は、平成15年8月26日、会長沖本勲が死亡したため、代表する者は空席となっている。

(2) 行政命令の発出状況

ア 中止命令

平成15年における中止命令の発出件数は2,609件で、前年に比べ10件増加している（図表4 - 16）。暴力団対策法施行後の中止命令の累計は2万228件に上っている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが1,553件（前年比58件（3.9%）増）と全体の59.5%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが610件（前年比17件（2.9%）増）と全体の23.4%を占めている。

団体別に見ると、山口組に対するものが1,115件と最も多く、全体の42.7%を占め、次いで稲川会394件、住吉会393件の順になっている（図表4 - 18）。

【事例1】山口組傘下組織幹部による不当下請け参入要求行為に対する中止命令（兵庫）

山口組傘下組織幹部(46)は、7月、神戸市内で建設工事を施工している建設会社の神戸支店を訪れ、「仕事をさせる。」等と告げ、前記支店の支店長から「発注業者は決まってる。今更変更出来ません。」等と要求を拒絶されるや「そこを曲げて何とかせいや。ワシらのことわかつとるやる。」等と告げて、前記工事の全部又は一部の受注を要求した（9月17日中止命令）。

【事例2】山口組傘下組織組員による高利債権取立て行為に対する中止命令（福岡）

山口組傘下組織組員(34)は、10月、月に2割の利息を支払う約束で金銭を貸し付けた男性に対し、「払わんやったら、直接親方が出てくるぞ。親方は若い頃から金貸ししようけん取立ては半端じゃないぞ。」等と告げて、高利で貸し付けた金銭の債務の履行を要求した（11月17日中止命令）。

イ 再発防止命令

平成15年における再発防止命令の発出件数は114件で、前年に比べ27件（19.1%）減少している（図表4 - 16）。暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は、729件に上っている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが81件（前年比15件減）と全体の71.1%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが27件（前年比10件減）と全体の23.7%を占めている。

団体別に見ると、山口組に対するものが51件と最も多く、全体の44.7%を占め、次いで稲川会21件、住吉会13件の順になっている（図表4 - 17）。

【事例1】道仁会傘下組織組員による加入強要行為に対する再発防止命令（福岡）

道仁会傘下組織組員(31)は、平成14年8月、福岡県大野市内に居住する成人に対し、当該傘下組織に加入することを強要したこと等から、更に反復して当該傘下組織に加入することを強要等するおそれがあると認め、1年間、人に対し当該傘下組織に加入することを強要等してはならない旨を命じた（1月9日再発防止命令）。

【事例 2】山口組傘下組織幹部による広告料要求行為に係る準暴力的要求行為の要求に対する再発防止命令（兵庫）

山口組傘下組織幹部(66)は、平成14年10月、指定暴力団員ではない知人の男性(57)に対し、同組の威力を示して広告料を要求することを要求したこと等から、更に反復して類似の暴力的要求行為をするおそれがあると認め、1年間、前記男性に対し、同様の要求をしてはならない旨を命じた（4月18日再発防止命令）。

ウ 事務所使用制限命令

平成15年における事務所使用制限命令の発出件数は6件である（図表4 - 17）。

【事例】山口組対住吉会の対立抗争事件における事務所使用制限命令（宮城・栃木・愛知）

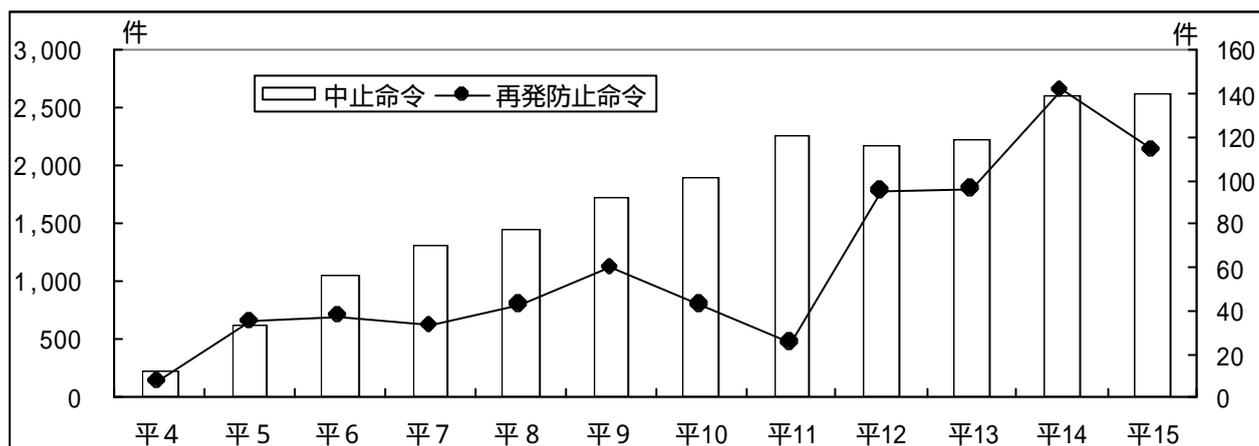
栃木県内におけるみかじめ料をめぐるトラブルを発端として山口組と住吉会の間に対立が生じ、4月18日から5月23日にかけて、対立抗争に関連すると見られる暴力行為事案が22件発生した。このため、宮城県警察本部長及び栃木県警察本部長は、両団体の関係事務所3か所に対し、事務所の使用を制限する仮の命令を発出した。また、それぞれの公安委員会は、当該仮の命令が不当でないことを認め、仮の命令を発出した関係事務所3か所に対し、事務所の使用を制限する本命令を発出した（5月15日（宮城・栃木）事務所使用制限命令）。

さらに、この抗争事件に関し、愛知県警察本部長及び栃木県警察本部長は、両団体の別の関係事務所3か所に対し、同様の仮の命令を発出した後、それぞれの公安委員会が本命令を発出した（5月28日（愛知）、6月5日（栃木）事務所使用制限命令）。

(3) 命令違反事件の検挙状況

平成15年の命令違反事件の検挙件数は13件（うち中止命令違反事件3件、再発防止命令違反事件10件）で、暴力団対策法施行後の命令違反事件の累計検挙件数は66件（うち中止命令違反事件10件、再発防止命令違反事件55件、中止命令及び再発防止命令違反事件1件）である（図表4 - 17）。

図表 4 - 17 行政命令の発出件数及び命令違反事件の検挙件数の推移



年次	平 6	平 7	平 8	平 9	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14	平 15
中止命令 (件)	1,057	1,321	1,456	1,737	1,900	2,275	2,185	2,238	2,599	2,609
再発防止命令	37	33	43	60	43	25	95	96	141	114
事務所使用制限命令	0	0	0	0	0	5	0	8	0	6
命令違反事件	1	0	6	9	8	7	4	7	11	13

【事例 1】山口組傘下組織組員による脱退妨害行為に係る再発防止命令違反事件（釧路）

山口組傘下組織組員(27)は、平成14年7月、北海道釧路方面公安委員会から1年間、山口組傘下組織から脱退しようとする暴力団員に対し、その行為を妨害してはならない旨の再発防止命令を受けていたにもかかわらず、4月、北海道釧路市において、山口組傘下組織に属する暴力団員に対し脱退を妨害したことから、前記再発防止命令に違反した（6月26日検挙）。

【事例 2】稲川会傘下組織組長による再発防止命令違反事件（静岡）

稲川会傘下組織組長(59)は、平成14年11月、静岡県公安委員会から1年間、配下の暴力団員に対し、みかじめ料や物品購入を要求させること等を禁ずる旨の再発防止命令を受けていたにもかかわらず、平成14年12月、静岡県下田市所在の飲食店経営者に対し、配下の暴力団員にみかじめ料を要求させたことから、前記再発防止命令に違反した（7月30日検挙）。

図表4-18 中止命令等適用状況

形態・団体別		区分	中止命令	再発防止命令
形 態 別	9条	人の弱みに付け込む金品等要求行為(件)	1	
		不当贈与要求行為	727	17
		不当下請等要求行為	34	2
		みかじめ料等要求行為	229	15
		用心棒料等要求行為	351	44
		高利債権取立行為	29	
		不当債権取立行為	22	
		不当債務免除要求行為	117	2
		不当貸付等要求行為	22	1
		不当信用取引要求行為		
		不当自己株式買取等要求行為		
		不当地上げ行為		
		競売等妨害行為	1	
		不当示談介入行為		
		因縁を付けての金品等要求行為	20	
	10条1項	暴力的要求行為の要求等	-	1
	10条2項	暴力的要求行為の現場立会援助行為	422	-
	12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	-	2
	12条の3	準暴力的要求行為の要求等	-	1
	12条の5	準暴力的要求行為の禁止	3	1
16条	少年に対する加入強要・勧誘及び脱退妨害	60	4	
	威迫による加入強要・勧誘及び脱退妨害	470	23	
	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	80		
17条1項	配下組員に対する加入の強要の命令等		1	
20条	指詰めの強要等	17		
24条	少年に対する入れ墨の強要等	2		
29条	事務所における禁止行為	2	-	
団 体 別	五代目山口組	1115	51	
	稲川会	394	21	
	住吉会	393	13	
	四代目工藤会	16		
	三代目旭琉会	13	1	
	沖縄旭琉会	25	1	
	五代目津小鉄会	25	3	
	四代目共政会	9	2	
	六代目合田一家	10	1	
	四代目小桜一家	5		
	三代目浅野組	4		
	道仁会	68	5	
	親和会	2		
	双愛会	17	3	
	三代目俠道会	5		
	太州会	10		
	七代目酒梅組	4		
	極東桜井總家連合会	5		
	極東会	81	4	
	東松会	18		
松葉会	83	6		
國中会	38	1		
中野会	11			
二代目福博会	8			
一般	250	2		
合	計	2,609	114	